

加賀山 茂のプロフィール

加賀山茂は、民法の専門家であるが、消費者法、法情報学（AI と法）、法と経営学、著作権法の専門家でもあり、幼児教育の段階から法教育を行う方法について研究を続けている。

「大阪大学」時代：1972年に大阪大学法学部に入学し、大阪大学院法学研究科修士課程、博士課程で民法を専攻し、消費者法に興味を持ち、1979年から国民生活センターで4年半にわたって消費者法の実務を経験した。その後、1984年に大阪大学教養部の専任講師として母校に復帰した。そして、理科系の学生に法学を教える傍ら、理科系の学生たちから、コンピュータプログラミングの技術を習得した。大阪大学法学部に移籍してからは、民法の研究を進めるとともに、科学研究費の研究グループである「**法律エキスパートシステムの研究会**」に所属し、法律人工知能（法とAI）の研究を推進した。この間に、ドイツとフランスに留学している。

「名古屋大学」時代：大阪大学から名古屋大学に移籍してからは、専門の民法（財産法、家族法）を講義する傍ら、1898年のベルリンの壁の崩壊によって市場経済への移行を模索する東アジア諸国を支援するための「**法整備支援**」活動に携わり、モンゴル、ベトナム、カンボジア、ラオス、中国、ウズベキスタンにおける法整備支援活動に邁進した。この功績によって、名古屋大学から名誉教授の称号を授与されている。

名古屋大学から明治学院大学に移籍して以降も、名古屋大学の留学生を対象とする「**契約法**」および「**不法行為法**」を英語で講義するという活動を2020年まで継続し、英語で法律を講義するノウハウを修得している。

「明治学院大学」時代：わが国において、アメリカのロースクールを範とする「**法科大学院**」が設立されることになった2004年以降は、明治学院大学法科大学院に移籍し、法曹養成に努めた。また、その後は、法学にも経営学にも明るい人材を育てるために法学部と経済学部経営学科を架橋して「**法と経営学研究科**」の設立に尽力し、「法と経営学研究科」の初代委員長として、法と経営学の普及に努めた。これらの功績によって、明治学院大学から名誉教授の称号を授与されている。

「吉備国際大学大学院」時代：2017年に定年退職して以降は、吉備国際大学大学院知的財産学研究科に所属し、著作権法の研究に邁進した。その傍ら、大分大学経済学部で「消費者法」の非常勤講師を行ったり、明治学院大学法学部で「契約法」の集中講義を行ったりしている。

また、法と経営学の普及のため、2020年3月に「**一般社団法人法と経営学会**」の設立を行い、その初代会長に就任している。

以上の経験を踏まえて、現在は、「子供のための法学入門」の教科書作りに注力している。